

2019年4月

各位

日本化学繊維協会
物流専門委員会



納入時の荷役作業における安全確保に関する保安荷役協定書締結推進について

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は化学繊維製品に対しご愛顧を戴き厚く御礼申し上げます。また、日頃より日本化学繊維協会の諸活動にご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今トラックドライバーの労働環境や作業環境に対する社会的関心が高まる中、厚生労働省発表の情報によりますと、陸運貨物運送事業における労働災害は増加傾向にあり、特に荷役作業における労働災害は陸運業の労働災害の70%を占めております。このような状況の中、厚生労働省より「陸運貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月）の通達があり、荷主・配送先・元請事業者等が取り組むべき労働災害防止対策に関する事項がリーフレット（平成29年8月）に示されております。

当協会加盟会員各社が取り扱う貨物については、納入先において作業接点が曖昧な状態で、ドライバーによるフォークリフト等の荷役作業を実施するケースが多数あります。ドライバーの労働災害が発生する一つの要因として、荷役作業における安全対策の責任分担や作業接点が曖昧であることが挙げられます。このため、荷役作業や設備・機器の責任主体を明確化させる保安荷役協定書の締結が必要と認識しております。

上記を踏まえ、荷役作業の安全対策ガイドラインに示される内容に則り、「陸運事業者・荷主・納入先が一体となり、ドライバーの安全確保を図る」観点から、保安荷役協定書の締結、並びにトラックドライバーの安全確保に向けたご協力を協会加盟会員各社より個別にご相談させて戴く事となりますので、当該趣旨をお汲み取り戴き、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具